

## 新たな沖縄独自の給付型奨学金制度に係る家計急変に関するQ&A

予期できない事由により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学生（沖縄独自の給付型奨学金制度）の支援対象となります。

家計急変の募集にあたり、お問合せいただいている事項について、以下のとおりまとめました。

家計急変に該当する事由は、下表1に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合となります。

【下表1】

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <b>死亡</b>	下記のいずれか ・戸籍謄本(原本) ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <b>事故又は病気</b> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・病気求職中であることの証明書（注3参照）
C：生計維持者の一方（又は両方）が <b>失職</b> （非自発的失業（注2 参照）の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <b>震災、火災、風水害等に被災</b> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

（注1）収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

（注2）下記の事由については、被災した場合(上表Dに該当する場合)を除いて、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（（注4）参照）に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

（注3）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（財団の定める様式又はこれに準ずる書面）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成及び押印を依頼してください。

(注4)「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記2の離職理由コード【1A（11）、1B（12）、2A（21）、2B（22）、2C（23）、3A（31）、3B（32）、3C（33）、3D（34）】に該当する場合を指し、これに該当しないときは、給付奨学金の緊急支援の対象とはなりません。

離職理由コード
1A（11） 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B（12） 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A（21） 雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B（22） 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C（23） 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A（31） 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B（32） 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C（33） 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月以上）
3D（34） 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

【全般】

**Q1 家計急変事由（表1）に該当しませんが、収入が急減しています。家計急変の支援を受けられますか。**

A1 家計急変による給付奨学金の支援を受けるには、表1のいずれかの事由に該当していることが必要です。いずれにも該当しない場合、進級者予約採用（定期）でのお申し込みをご検討ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変については、証明書※により事由Dに該当するものとみなします。

※「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書（コピー）」。具体的にどのようなものが該当するかについては、別途公表しているQ&Aをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&A

**Q2 離婚により収入が急減しました。家計急変の支援を受けられますか。**

A2 表1のいずれかの事由に該当していなければ、家計急変のお申し込みはできません。進級者予約採用（定期）でのお申し込みをご検討ください。

**Q3 家計急変事由（表1）に該当すれば、家計急変の支援を受けられますか。**

A3 家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、対象となる分野・学科、申込資格（入学時期に関する要件や在留資格に関する要件）や家計（所得・資産）に係る基準及びその他の基準（資質・学力、人物・健康）に係る基準を満たしていなければ、家計急変による支援を受けることはできません。

※ 支給額算定基準額の算定について

以下の①②の合計額により収入基準を判定します。支給額算定基準額の合計額が100円未満の場合は第1区分、25,600円未満の場合は第2区分、51,300円未満の場合は第3区分となり、それ以上の場合は支援の対象になりません。

① 家計急変の事由に該当する生計維持者

支援開始月から最初の3か月間の支給額算定基準額は0円とみなします（進学（進級）までに家計急変があった場合や家計急変の事由が事故・病気等で休職期間中に給与が発生している場合を除く）。その後は、3か月ごとの収入に基づき計算した額によって支給額算定基準額を決定します。

② 学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者 最新の「所得（課税）証明書」に基づき、それぞれの者について支給額算定基準額を算出します。

**Q4 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申し込んだ場合には、支援開始月は、いつになるのでしょうか。**

A4 家計急変事由発生の事実確認や専修学校が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要することから、採用決定は、年4回（7・10・12・3月）を予定としており、採用決定後、支援開始時月は最大3か月遡って支給対象となります。

例：令和2年3月以前に家計急変事由が発生し、令和2年7月中旬までに申し込んだ場合、支援開始月は3か月遡り令和2年4月からとなります。

なお、支援開始月は、審査を経て採用が認められた月（7・10・12・3月）が起点となります。

**Q5 家計急変事由が発生してから申し込むまでの間に家計急変事由が解消している場合でも、申し込むことはできますか。**

A5 例えば家計急変事由が失職（非自発的失業）であっても、申し込むまでの間に転職等により収入減が解消された場合には、申し込んだとしても支援を受けることができない場合があります。

**Q6 申込者本人の収入が急減した場合、家計急変の支援対象となりますか。**

A6 申込者本人が家計急変の事由（表1）のいずれかに該当すれば、支援対象となり得ます。ただし、事由Aは該当することがなく、事由Bは病気による休職の証明が必要になり、事由Cは雇用保険が適用されていることが前提になります。いずれの場合であっても、生計維持者の支給額算定基準額との合計額が収入基準を満たしている必要があります。

【事由A】

**Q7 家計急変事由Aにおいて、例えば生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が大きく減少すれば、支援対象となりますか。**

A7 家計急変の事由Aとして、支援対象となり得ます。

ただし、支援を行うためには、所得のほかに、資産の要件や対象分野及び資質・学力等の基準を満たしている必要があります。そのため、例えば遺産相続等により、学生等本人及び生計維持者（母）の資産額の合計額が1,250万円以上となる場合等は、支援対象となりません。

**Q8 生計維持者のうち1人が死亡した後、再婚等により生計維持者が2人になった場合、支援対象となりますか。**

A8 申込時点で生計維持者が2人（※）になっている場合、事由Aの申込みはできません。

支援対象となった後、再婚等により生計維持者が2人になった場合は、3か月ごとの申告（家計急変現況届）においてその旨を申告していただきます。その場合、その後は増えた後の生計維持者の収入等に関する書類も提出していただき、改めて審査を行うこととなります。

※ ひとりが死亡した後、未成年後見人等、別の生計維持者から支援を受けることになった場合も含まれます。

**Q9 事由Aの事由発生日はいつですか。**

A9 生計維持者が死亡した日です。

【事由B】

**Q10 家計急変事由のB「生計維持者が事故又はまたは病気により、半年以上、就労が困難」の「半年」とは、申込時点で半年（6か月）以上経過していることが条件なのか、医師による診断書または雇用主による証明書で半年以上就労困難の旨が明記されていることが条件なのか、どちらとなるのでしょうか。**

A10 医師による診断書で半年（6か月）以上就労困難な旨が明記されている必要があります。また、この場合の事由発生日は診断書に記載された就労困難な状況が開始した日付となります。

**Q11 事由Bによる申込みのためには、「医師による診断書」と「雇用主による病気休職に係る証明書」の両方が必要ですか。**

A11 給与所得者の場合、退職していないかぎり、両方が必要です。そうでない場合（自営業、会社役員等）は、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただきます。

**Q12 事由Bについて、病気が原因で退職（失業）した場合、「雇用主による病気休職に係る証明書」が提出できません。支援を受けることはできますか。**

A12 事由Cに該当する場合、事由Cで申し込んでください。事由Cに該当せず、病気が原因で退職（失業）した場合、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただくことにより、申し込むことができます。

**Q13 休職あるいは退職の後に、6か月以上の就労困難が診断書により確定しました。このような場合でも、事由Bで申し込むことはできますか。**

A13 診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただくことにより、申し込むことができます。

Q14 診断書に「就労困難」との記載がありませんが、証明書類として認められますか。

A14 認められません。

Q15 診断書に記載されている就労困難である期間が6か月未満ですが、証明書類として認められますか。

A15 認められません。

Q16 事由Bの事由発生日はいつですか。

Q16 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日です。

【事由C】

Q17 事由Cについて、自発的な離職であった、もしくは雇用保険に加入していなかったため、表2のいずれにも該当しません。支援を受けることはできますか。

A17 家計急変の事由に該当しないため、申し込むことはできません。ただし、病気による離職の場合、事由Bに該当する場合があります。

Q18 事由Cの事由発生日はいつですか。

A18 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証に記載された離職日です。

【事由D】

Q19 事由Dの事由発生日はいつですか。

A19 罹災証明書に記載された罹災の日です。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由Dの特例】

Q20 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、公的支援を受けていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A20 新型コロナウイルスの影響を受けた家計急変を事由Dに該当するものとみなすためには、原則として、それにより公的支援を受けていることが必要です。ただし、例外もありますので、別途公表しているQ&Aを御確認ください。

新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&A

Q21 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことについて、証明するための公的支援とは具体的には何ですか。

A21 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する支援またはこれに類するものです。具体的にどのようなものが該当するかについては、別途公表しているQ&Aをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関する Q&A

**Q22** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生計維持者が死亡／罹患による6か月以上就労困難／会社都合による解雇 となった場合、事由Dに該当しますか。

A22 この場合、事由DではなくA～Cのいずれかに該当するのであれば、それらの事由で申し込んでください。

**Q23** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、公的支援を受けていますが、受けていた（受ける予定の）証明が発行されていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A23 証明書がなくても、お申し込みいただくことは可能です。ただし、審査は証明書を提出いただいてから開始しますので、追ってご提出をお願いします。（原則として、証明書の提出がなければ、認定されることはありません。ただし、例外もありますので、別途公表しているQ&Aを御確認ください。）

新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関する Q&A

**Q24** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、収入基準を満たすかどうかわかりません。事前に確認できる方法がありますか。

A24 日本学生支援機構が公開している給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）利用し、事前に確認することができます。収入や所得を入力する箇所には急変後の年収（所得）の見込み（1か月分を12倍したもの等）を入力し、社会保険料等については「収入等から算出する」を選んでください。他の部分は通常通り入力してください。

**Q25** 進学資金シミュレーターを使ったところ、「給付奨学金の対象となりません。」という結果が出ました。支援を受けることはできないということですか。

A25 支援を受けることはできない可能性が極めて高いと考えられます。

**Q26** 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変の事由Dに該当する場合、事由発生日はいつですか。

A26 申込時に「家計が急変した月」として申告があった月（収入が減少した月又はその前月）の末日です。

【その他】

**Q27** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事由A～Cに該当することとなりました。いつまでに申し込めばよいですか。

A27 支援を早期に開始するため、2020年7月中旬までに申込みをいただければ、最大

3 か月まで遡って支援を開始します。

**Q28** 2020 年3月以前に家計急変事由が発生した場合において、雇用主が発行した給与明細書が全て揃わない場合、揃っている給与明細書のみを提出すればよいですか。

A28 家計急変後の収入状況を審査において確実に把握する必要があるため、家計急変事由発生した後の給与明細書は全て提出していただくようお願いします。

紛失等により給与明細書の提出が困難な場合には、家計急変後の期間中の給与等支給状況について記載した証明書を雇用主に作成していただくよう依頼してください。

**Q29** 新たな給付奨学金について、予約採用や進級予約採用において、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分で認定されました。しかし、認定された後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、更に著しい収入の減少が見込まれることとなりました。この場合、家計急変採用に変更することができますか。

A29 変更は可能です。詳細な手続き方法は、在学する専修学校へご相談ください。なお、以下の点には十分留意してください。

- ・ 家計急変による支援の認定を受けた場合は、3か月ごとに収入等を申告する必要があること。これによって、支援区分が3か月ごとに変更されることがあり、既に採用された受給額より支給額が少なくなったり、0円になったりする場合があることや、収入等を申告しない場合、支援が停止される場合があります。

**Q30** 虚偽の申込みをした場合、罰則はありますか。

A30 偽りその他不正な手段により申し込んだことにより、仮に認定された場合、それによって支給された金額に対し、140/100 を限度として返金していただきます。